

【C-ライフル協会】低年者(14-17歳)の空気銃の所持に関する推薦 低年者の空気銃の所持に関する推薦基準要綱

1. 趣 旨

この要綱は、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第5条第1項第1号の推薦に必要な基準等を定めるものである。

2. 推薦の対象となる空気銃

対象となる空気銃(空気けん銃を除く。以下同じ。)は、単身単発の競技用空気銃であって、日本ライフル射撃協会が指定する銘柄のものとする。

3. 推薦基準

次の各号のすべてに該当する者で、日本ライフル射撃協会が適当であると認めた者について行うものとする。

- (1)満14歳以上18歳未満の者
- (2)親権者または後見人の承諾を得た者
- (3)日本ライフル射撃協会の会員(正会員、普通会員)
- (4)国際的な規模で開催される政令で定める運動競技会(銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)第3条第1項各号に掲げる運動競技会をいう。)の空気銃射撃競技に参加する選手またはその候補者と認められる者
- (5)日本ライフル射撃協会が主催または指定するライフル射撃に関する講習会において所定の講習課程を修了した者
- (6)日本スポーツ協会または日本ライフル射撃協会が主催して行う運動競技会(都道府県ライフル射撃協会等の日本ライフル射撃協会の加盟団体(以下単に「加盟団体」という。)が主催して行う運動競技会を含む。)のライフル射撃競技に年2回以上参加し得る者
- (7)日本ライフル射撃協会段級審査規程で定めるエア・ライフル立射またはビーム・ライフル立射で3段以上を有する者
- (8)誓約事項を遵守し得ると認められる者

4. 推薦の手続

- (1)空気銃を所持しようとする者は、電磁的方法による電子申請を行う。申請にあたっては誓約事項(誓3)に同意するとともに、親権者による未成年者銃砲所持に関する承諾(親1)により完了する。
- (2)申請者が所属する加盟団体は、電子推薦申請をした者について、推薦基準に適合するかどうかを審査し、適合する者と判定した場合は、承認が

タンを押下する。

- (3)日本ライフル射撃協会は、推薦委員会で審査の上、申請者が推薦基準に適合すると認定した場合は、その者についての銃砲所持推薦依頼書（依 3）1 通を作成し、日本スポーツ協会に提出する。
- (4)日本スポーツ協会は、日本ライフル射撃協会から推薦を依頼された者について、以下を日本ライフル射撃協会に交付する。
法第 5 条 第 1 項 第 1 号の推薦に係る銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和 33 年総理府令第 16 号）別記様式第 15 号の推薦書（推 3）正副各 1 通
- (5)日本ライフル射撃協会は、推薦書の写しを作成した後、推薦書正本 1 通及び写しを加盟団体に送付する。
- (6)加盟団体は、申請者に推薦書正本を交付し、その写しを保管する。
- (7)推薦書は 1 銃につき 1 通とし、推薦を受けた者がこれを都道府県公安委員会への申請書に添付できる期間は 1 年とする。

5. 推薦の取り消し

日本スポーツ協会は、自らが行った推薦により所持の許可を受けて空気銃を所持している者が次の各号のいずれかに該当する場合は、日本ライフル射撃協会の取り消し依頼に基づき推薦を取り消すものとする。

- ①日本ライフル射撃協会の会員でなくなったとき
- ②誓約事項に違反したとき
- ③正当な理由なく、日本スポーツ協会または日本ライフル射撃協会が主催して行う運動競技会のライフル射撃競技会（加盟団体が主催して行う運動競技会を含む。）の空気銃射撃競技に年 2 回以上参加しなかったとき
- ④その他、日本ライフル射撃協会の会員としてふさわしくない行為があったとき

6. 取り消しの手続

- (1)日本ライフル射撃協会の理事または加盟団体は、日本スポーツ協会の推薦により所持の許可を受けて空気銃を所持している者が取り消しの基準に該当するにいたったと認めるときは、推薦取消上申書（上 1）1 通を作成し、日本ライフル射撃協会に送付する。
- (2)推薦取消上申書を受けた日本ライフル射撃協会は、その者について**推薦委員会**で審査の上、取り消しの基準に該当すると認めたときは、推薦取消依頼書（頼 1）1 通を作成し、日本スポーツ協会に提出する。
- (3)日本スポーツ協会は、推薦取消依頼書に基づき推薦取消書（消 1）1 通並びに推薦取消通知書（通 1）正本 1 通及び写し 1 通を作成し、日本ライフル射撃協会に交付する。

- (4)日本ライフル射撃協会は、推薦取消書を被取消者に交付するとともに、推薦取消通知書正本を被取消者の住所地为管轄する都道府県公安委員会に、その写しを電子推薦申請を適合と判定した加盟団体に送付する。

附 則

1. この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
2. この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
3. この要綱は、令和7年10月1日から施行する。